

戦に立ち向かうべきである。各種の指導・介入と同様、危機指導・介入計画も安全と生徒に対する配慮という基盤にたって作成される。

危機管理計画には下記項目を含む。

- ・教師及び職員に一連の訓練——興奮してきた教室の状況から危機にいたるまでの対応——を実施する。
- ・学区または州の危機対応手順の照会。現在では推薦する危機時の指導・介入マニュアルを準備しており、学校または教育機関の照会に応じて提供する。
- ・警察、消防局、救急隊、並びに病院、保険局、社会福祉局、精神衛生局などコミュニティ各部局との関連を深める。その他に信仰団体、少年審判所、関連家庭支援団体も連携を深めている例がある。
- ・中核チームは定期的に集会を開いて、問題または暴力の可能性のある生徒、また危険の可能性のある状況を認識しておく。

### 2-5-2 危機の発生中に行う安全確保のための指導「安」

学校内またはその周辺での武器の使用、爆発物による脅威、喧嘩、並びに自然災害、事故及び自殺に対しては、直ちに熟慮された計画的行動を実行するとともに、危機後の長期指導・介入を必要とする。このような付随状況に対する計画は事件後の混乱と精神後遺症を減少する。従って暴力予防・対応計画の中の危機対応の部分には付随状況に対する準備項目を含める必要がある。

全ての準備項目や手順は中核チームによって定期的に査察され見直される必要がある。その項目は次の通り。

- ・危害から生徒及び学校職員を救出する手順など。学校は危機発生時に避難する場所を指定しておくことが重要である。それとともに、生徒及び学校職員を秩序よく学校施設から救出する手順を定めておくことも重要である。
- ・効果的で間違う恐れのない情報伝達システム。各人は混乱を避けるためにそれぞれに役割を与えられる。
- ・法執行官その他関係コミュニティ部局など外部支援を直ちに確保するための手順。

学校職員が防火演習の手順を理解し日常的に練習すると同様に、学校職員は火器その他の武器の存在、深刻な暴力の脅威、人質事件、その他テロ行為を想定した対応演習を行うべきである。学校コミュニティは学校職員と生徒に次の方で演習の機会を提供する。

- ・危機に際しての計画と実施事項を教師と職員に正確に説明した上で、授業時間中に演習する。必要な場合には、警察、若い勤労者その他コミュニティのメンバーを参加させる。
- ・マニュアル、パンフレット、あるいはチャートを作り、教師・職員に彼らの責任分担を徹底する。
- ・切迫した暴力の注意信号への対応を演習する。校内の全ての大人が暴力を防ぐには何ができるのか（よく観察する、いつ助けを求めるか、問題の解決法、怒りの抑えかた、衝突解決法など）、どうすれば安全に助け合うことができるのかについて理解しておかなければ

ならない。

### 2-5-3 危機管理計画「加」

カリフォルニア州調査局（CRB）の調査では、大部分の学区は危機管理計画を持っていないことが明らかにされた。

危機対応は暴力予防計画の中の重要な要素である。少なくとも危機管理計画の中には、危機発生中に調停（Intervene）を行い、悲劇の結末に対応するための偶発災害計画（Contingency Plan）を含める必要がある。危機の発生中になすべきことを知っている学校内対応チームを持つことは危機管理計画の重要な要素となる。

### 2-5-4 危機対応手順のチェックリスト「安」

危機管理計画は多くの複雑な附隨状況に対処するもので、危機が発生したとき、その計画は段階的な手順で実行できる必要がある。

その例を下記に示す。

- ・直ちに生命・安全問題を評価する。
- ・直ちに緊急医療体制を準備する。
- ・911番（日本では119番）を先に呼び出し、救急要請を行う。警察通報はその後に行う。
- ・危機対応チームは状況を評価し、危機対応手順の実施を開始する。
- ・利用可能な、そして必要な人的資源を評価する。
- ・危機通報手順と認証システムを実行する。
- ・校内各区域を監視下におく。
- ・生徒と職員を被害から保護するために避難手順その他必要な手順を実行する。
- ・生徒を監視の行き届かない場所へ移動してはいけない。
- ・危機の間は、安全確保のためベル作動時間を調節すること。
- ・各種情報システム担当者に、混乱と誤報を防ぐように注意する。
- ・必要な場合は、コミュニティの広報部局と学区の広報事務所と連絡を取る。
- ・危機終了後の手順を実行する。

### 2-5-5 無差別テロへの対応「加」

多くの学校安全計画は、州法が定める狭い範囲の問題（学校犯罪の報告、緊急災害時の手順、児童虐待の報告、生徒放校時の教職員への通知、性的いやがらせ方針、服装規定）への対策を示している。しかし最近リトルトンで発生したような恐ろしい事例を見ると、学校は一般社会の懸念により一層対応する必要がある。

立法府は学校安全・セキュリティ計画の中に危機計画・危機管理を含めることを求めるかもしれない。このような提案は現在検討中である。

対テロリスト活動の訓練は有益かもしれない。たとえばトラビス統一学区では最近空軍の参加の下にこの訓練を実施した。バークレー学区も同様な訓練を警察、消防、及び救急医療職員の参加の下に実施した。

## 2-6 危機終結後の対応「安」

中核チームのメンバーはストレスに対する自然な反応をよく理解すべきである。同時に、人命の損失に対する反応の個人差（成長過程による差、宗教信条による差、文化価値観による差を含む）についてもよく理解すべきである。

実績のある学校はコミュニティ全体として調整のとれた対応を図っている。学区内及びコミュニティ内の専門家は、深刻なストレス反応の危険性のある人たちを助けるために参画するべきである。

悲劇を経験した学校では、その対応計画の中に次のような準備項目を付け加えている。

- ・両親が暴力に対する子供の反応を理解できるように応援する：悲劇の結末後、子供は将来に対して非現実的な恐怖を経験するかもしれません、不眠症や注意力散漫、あるいは実際に病気になるかもしれない。
- ・教職員自身の危機に対する反応の解決を支援する：状況の説明及び教師自身に対する十分なカウンセリングが、生徒たちに対してと同様に、教師にとっても重要である。
- ・生徒と教職員が危機後に適応するのを支援する：危機の後、短期的、長期的な精神衛生上のカウンセリングを提供する。
- ・犠牲者とその家族が学校環境に戻るのを支援する：この場合、ガイダンスが必要なのは学友の方であることが多い。学校コミュニティは生徒・両親と共同して計画を作り、犠牲者とそのクラスメートがその後の環境に順応できるよう支援する。
- ・以前施設に移った子供の復学に対応するため生徒・教師を支援する：生徒が補導施設あるいは精神衛生施設から戻った場合、生徒の移行期間中に問題が起らないように、学校は元の施設の職員とよく調整する。